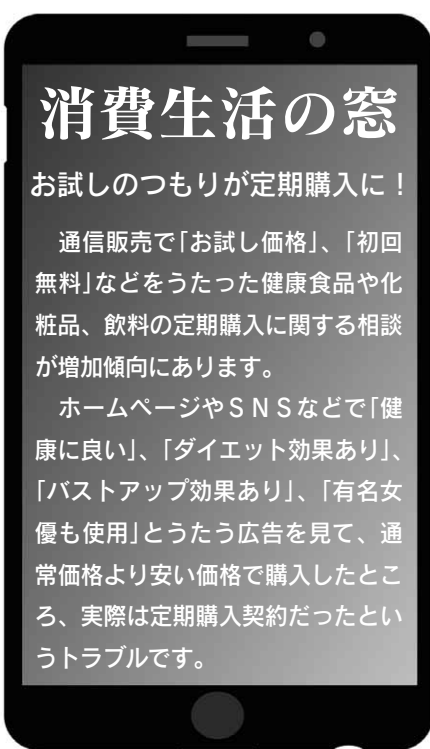


**事例1** 「痩身と美容効果あり」、「初回お試し価格500円」との、スマートフォン上の広告を見てスマートフォンから注文したところ、商品と同封の請求書に、「定期購入で2回目からは1箱3000円。5回以上継続しないと解約できない」と書かれていた。何度も電話をかけたが「分らない」、メールで「購入時には分らない、飲むと体調も悪くなるため、2回目以降は不要」と、事業者に申し出たが「定期購入と記載している」と解約を拒否された。



「美容効果あり」、「痩身と美容効果あり」、「初回お試し価格500円」との、スマートフォン上の広告を見てスマートフォンから注文したところ、商品と同封の請求書に、「定期購入で2回目からは1箱3000円。5回以上継続しないと解約できない」と書かれていた。何度も電話をかけたが「分らない」、メールで「購入時には分らない、飲むと体調も悪くなるため、2回目以降は不要」と、事業者に申し出たが「定期購入と記載している」と解約を拒否された。



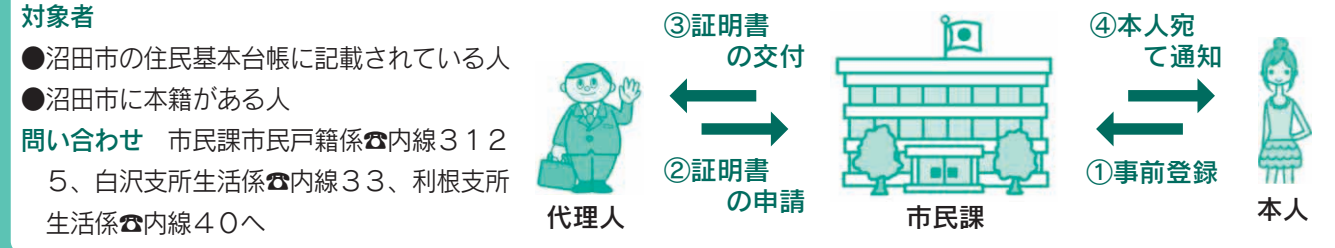
たが、500円だから試そうと思っただけなので納得できない。事業者が使っているという化粧品の広告をSNSで見ると、商品無料、送料1500円のみというお試しに申し込んだ。後日、海外から化粧品が送られてきたが、同封の書面に「45日以内に今後の手続きをしないと毎月1回商品が届く。商品価格は15000円」と記載があった。

たが、500円だから試そうと思っただけなので納得できない。事業者が使っているという化粧品の広告をSNSで見ると、商品無料、送料1500円のみというお試しに申し込んだ。後日、海外から化粧品が送られてきたが、同封の書面に「45日以内に今後の手続きをしないと毎月1回商品が届く。商品価格は15000円」と記載があった。

**登録型本人通知制度～代理人や第三者への交付を本人に通知します～**

登録型本人通知制度は、住民票や戸籍謄抄本などの証明書が、代理人や第三者に交付された場合に、その交付の事実を本人宛てに通知することにより、不正請求や不正取得による個人の権利の侵害を防止するための制度です。

制度の利用には、事前登録する必要があり、登録の有効期間は3年間です。  
※有効期間を超えて引き続き制度を利用する場合、再登録が必要になります



**確認してください、あなたのマイナンバー** 問い合わせ 市民課市民戸籍係☎内線3126

- 通知カードを保管しています  
マイナンバー法により、全ての国民に個人番号が指定され、昨年、簡易書留により世帯ごとに通知しました。市では、受領されなかった通知カードを保管していますので、通知カードを受け取っていない人は、早めに受け取りに来てください。
- 申告手続きにマイナンバーを記載  
平成28年分の税関係の申告手続きなどに、マイナンバー(個人番号)の記載が必要になります。確定申告期間の始まる前に、ご自分のマイナンバーを確認してください。
- 通知カードを紛失したら  
マイナンバーをお知らせした、通知カードを紛失してしまった場合は、再交付申請が必要になります。交付には、日数がかかりますので、余裕を持って手続きをしてください。
- マイナンバーの確認  
通知カードの再交付を待たずにマイナンバーの確認を行いたい場合は、有料でマイナンバー入りの住民票の交付を受けることもできます。事前にお問い合わせください。

**法務局からのお知らせ～国籍事務の取り扱い庁が変わります～**

県内の国籍事務については、これまで法務局の各支局において取り扱っていましたが、来年1月4日(水)から、県内に住所を有する人の右記の申請、または届け出などについては、前橋地方法務局戸籍課(〒371-8535前橋市大手町二丁目3-1前橋地方合同庁舎4階)において手続きをすることになります。  
問い合わせ 前橋地方法務局戸籍課☎027(221)4466へ

国籍事務の内容	前橋地方法務局戸籍課	各支局
帰化申請	○	×
国籍取得・国籍離脱の届出	○	×
帰化申請、国籍取得、国籍離脱の届出に関するご質問・ご相談	○	×
国籍選択に関するご質問・ご相談	○	○

**年金の窓口からお知らせ**

納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する際は、1年間に納付した国民年金保険料を証明する書類の添付が必要です。このため、今年1月1日から9月30日までの国民年金保険料納付者には、11月上旬に社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が送付されます。年末調整や確定申告の際に必要になりますので大切に保管してください。

※10月1日から12月31日までの間に、今年初めて国民年金保険料を納付した人へは、来年2月上旬に送付されます

**控除対象** 今年1月から12月までに納付された保険料全額

※過去の年度分や追納した保険料も含む

**問い合わせ** 控除証明書専用ダイヤル☎0570(003)004へ



**ふるさと沼田夢づくり「市長の談話室」**

ふるさと沼田夢づくり「市長の談話室」では、市政情報やイベント情報を紹介し、市民の皆さんが聞きたいことや関心のあることに、市長が直接答えます。

**ラジオ放送局** 沼田エフエム放送(FMOZE)  
**放送周波数** 76.5メガヘルツ  
**放送日時** 毎週木曜日午後6時30分(10分放送)

**質問の送付** 番組では市長への質問を募集しています。質問は、電話(☎1600)、ファクス(☎1414)、またはメール(danwashitu@fm-oze.co.jp)で、沼田エフエム放送へお寄せください

**番組バックナンバー** 沼田エフエム放送サイトから過去の放送を再生できます。URL (http://www.fm-oze.co.jp/danwashitu/)

**問い合わせ** 秘書課広報広聴係☎内線3225へ



**通信販売はクーリング・オフの適用外**

通信販売はクーリング・オフの適用がなく、パソコンや携帯電話でインターネットを利用して契約した場合は通信販売になります。事業者は、事業者名・住所・電話番号・返品制度の有無・返品制度がある場合はその期間と費用負担に関することを表示すべき義務がありますので、例えば、「返品できません」と書かれていれば、規約通りになります。必ず確認をしましょう。

**無料出前講座のご案内**  
消費生活センターでは、悪質業者にだまされたいための無料出前講座を行っています。

高齢者を対象とした講座のほか、新社会人や高校生といった年齢層に応じたメニューも用意しています。ぜひ、ご利用ください。

**消費生活センター**  
**相談時間** 午前9時～正午、午後1時～4時  
※土・日曜日、祝日を除く  
**問い合わせ** 消費生活センター(東原庁舎内)☎1500、ファクス☎1501へ